

新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日



令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、当教習所における新型コロナウイルス感染症対策を、次のとおり実施することといたします。

記

1 お客様へのお願い

(1) マスクの着用について

マスクの着用は、お客様個人の判断に委ねることを基本といたします。
なお、複数の方が同一車両に乗車する教習や検定、ディスカッションなど、十分な距離の確保が難しい教習では、指導員がマスクの着用をお願いしますので、教習を受ける際は、必ずマスクを携行してください。

(2) 検温及び消毒について

一律に実施を求めることはいたしません。
お客様がご自身の健康チェックや衛生確保のために使用できるよう検温装置や消毒液の設置を継続しますので、ご活用ください。

(3) 高齢者講習のお客様へのお願い

千葉県指定自動車教習所協会から、重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、高齢者の実車指導時におけるマスクの着用を推奨する旨指導がなされております。高齢者講習のお客様にあつては、引き続きマスクの着用をお願いいたします。

2 安心して施設をご利用いただくための取組について

(1) 基本的感染予防対策の継続強化について

職員のマスク着用、施設内及び教習車内の消毒・換気など、基本的な対策を継続し、感染予防に努めます。

(2) 人と人との距離の確保、飛沫遮断措置の継続について

入所手続きなど、長時間にわたる対応を行う受付カウンター等のパーティションの設置を継続します。また、施設内の換気に努めるとともに、お客様の間隔を確保するための教習室内の使用可能席の指定を継続します。

(3) その他

地域における流行状況、社会全体の新型コロナウイルス感染症に対する意識の推移、政府及び千葉県の指針、お客様の御要望等を踏まえ、適切な対策の見直しに努めます。